■　北海道のエネルギー収支状況

○北海道・札幌は、かつて石炭の産出地であったが、石油等へのエネルギー転換により、海外を含む道外からのエネルギー移輸入が増え、**エネルギー収支（移輸出－移輸入）はマイナス**の状況。

北海道：▲5,363億円　札幌市：▲2,910億円

（「環境省地域経済循環分析自動作成ツール」を用い、平成27年産業連関表等から札幌市が算出）

参考：日本のエネルギー収支　　輸出額（1兆4,881億）-輸入額（26兆78億）＝▲24兆5,197億

※出典：財務省「貿易統計令和5年度分」

○国内随一の再エネポテンシャル、特に、強い風が安定して吹き、潜在力が大きい**「洋上風力」等を活用しながら産業集積・雇用創出**を図り、**電気・水素等を製造**し、**地域利用**や**道外移出等**で、**北海道各地域、札幌の経済を元気に**。

日本、世界の脱炭素、ゼロカーボンの実現に貢献！！

１　北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

２　税制優遇の効果について

３　税制優遇の検討内容について

（１）GX産業集積（対象事業、事業者）

（２）金融機能の強化集積（対象事業、事業者）

（３）税目・税率・優遇期間

（４）制度の実施期間

■　税制優遇の効果の検討

〇各種アンケート調査によれば、立地選定理由として「自治体の助成」や「税の軽減」があげられており、「税制優遇」は企業誘致のインセンティブになると考えられる。
〇国においても、地方への立地施策として様々な税制優遇制度を導入している。
（例：地域未来投資促進法、過疎地域特別措置法、離島振興法、地域再生法など）

（一財）日本立地センターによるアンケート結果（2023年10月）

■国内の製造業、物流業2万社を対象に「自治体等に求める立地環境向上への取り組み」についてアンケートを実施。

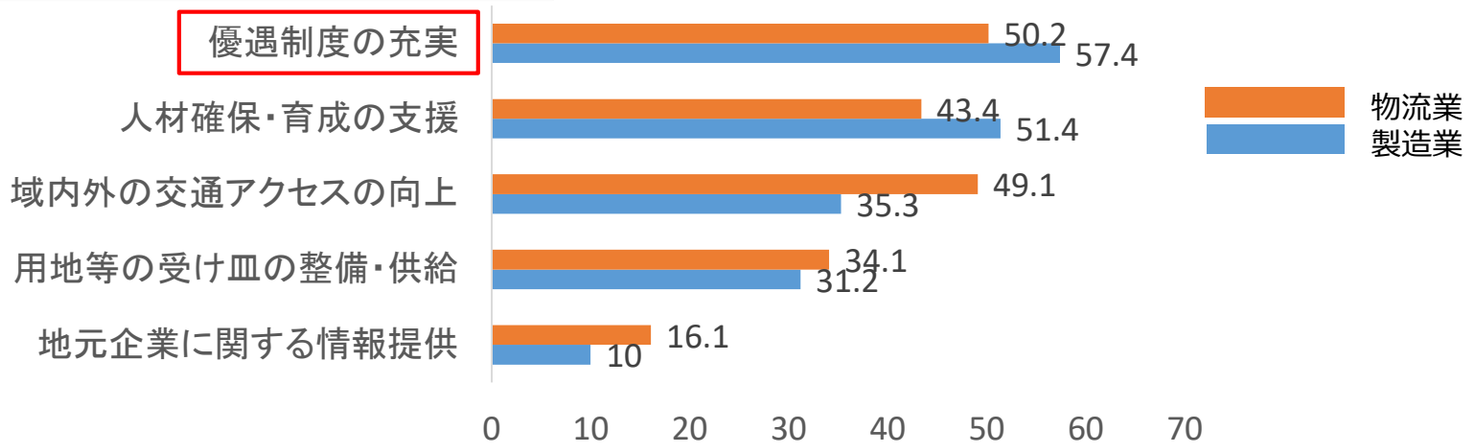

独自の税制優遇を先行して導入している自治体が実施したアンケート結果

■A自治体（R4年度実施）
立地した企業に対し「立地場所を選定した理由」についてアンケート実施（回答数96件）

■B自治体（R4年度実施）
立地した企業に対し「必要な支援」についてアンケートを実施（回答数58件）

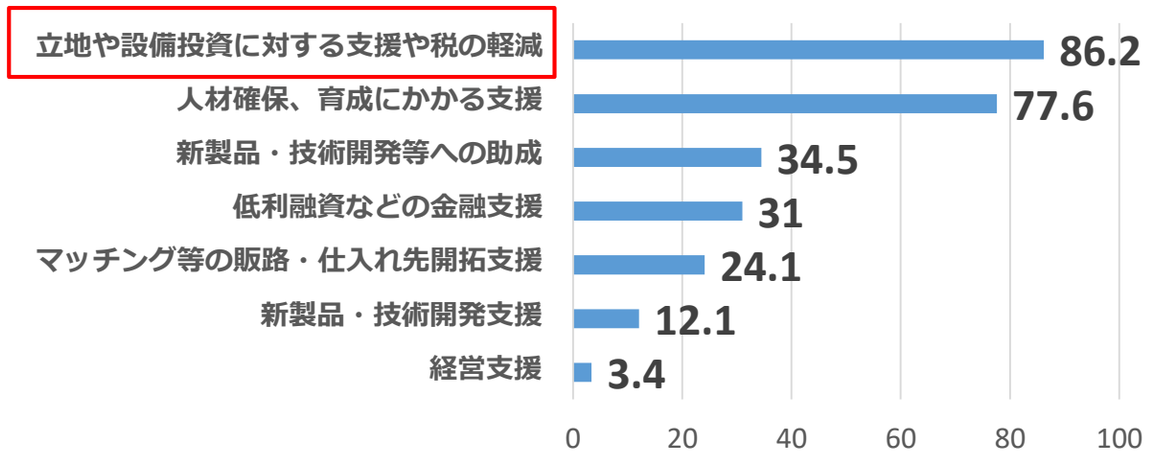

論点　**企業誘致のインセンティブとして、税の「優遇措置」は効果があると考えられるか**

1　北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2　税制優遇の効果について

3　税制優遇の検討内容について

（１）GX産業集積（対象事業、事業者）

（２）金融機能の強化集積（対象事業、事業者）

（３）税目・税率・優遇期間

（４）制度の実施期間

■　GX産業集積の対象について

「GX実現に向けた基本方針」について

○国は「GX実現に向けた基本方針」において、GXを加速させることで、エネルギーの安定供給と、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげることとしている。
○その投資の規模は今後１０年間で１５０兆円を超えるとされており、こうした巨額のGX投資を官民協調で実現するため、「同基本方針」ではGX投資の対象として以下22分野を明示。

国GX基本方針　22分野

水素・アンモニア	水素・アンモニアの導入促進
蓄電池	蓄電池の生産
鉄鋼業	グリーンスチール
化学産業	グリーンケミカル
セメント産業	カーボンリサイクルセメント
紙パ産業	製紙産業の構造転換
自動車産業	EV・PHV等の次世代自動車
資源循環産業	リース・シェアリング、リサイクル
住宅・建築物	省エネ住宅、木材利用
脱炭素目的のデジタル投資	半導体・データセンターへの投資
航空機産業	次世代航空機
ゼロエミッション船舶（海事産業）	温室効果ガスを排出しない船
バイオものづくり	バイオプラスチックなど
再生可能エネルギー	洋上風力、次世代太陽光など
次世代ネットワーク（系統・調整力）	海底直流送電など
次世代革新炉	次世代革新炉
運輸分野	鉄道等の省エネ化など
インフラ分野	空港、道路、ダム、下水道など
カーボンリサイクル燃料	SAF、合成燃料、合成メタン
CCS	二酸化炭素回収・貯留
食料・農林水産業	農業機械等の電化、クレジット活用など
地域・くらし	脱炭素先行地域など

■　GX事業の考え方

○国が基本方針で示した22分野（国際競争力向上に資するGX事業）のうち、以下のア～ウの3つの要件を満たす事業を本税制優遇の対象とする「GX事業」として検討。
　ア　北海道の持つ再生可能エネルギーのポテンシャルを有効に活用できる分野
　イ　具体の事業者が北海道において取り組むことが期待される分野
　ウ　国のＧＸ基本方針を踏まえＧＸ関連投資を北海道に呼び込むことが特に期待できる分野
○具体的には、当面、以下①～⑨の分野の直接事業及びそれに付随するものとして装置・機械・部素材の研究・開発製造に関連する事業を対象として検討。

対象とするGX事業

①洋上風力発電	②合成燃料(ＳＡＦ等)	③水素
④蓄電池	⑤次世代半導体	⑥データセンター
⑦海底直流送電	⑧電気及び水素運搬船	⑨新エネルギー※

※**「新エネルギー」**とは
「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」において定めた太陽光、風力、中小水力（３万ｋW以下）、雪氷又はバイオマス（生物体をいう。）を利用して得られるエネルギーや、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー等のことをいう

論点　**本道の強みを最大限に活かして、GX産業の集積を図るために、必要な分野・事業の範囲として十分か**

■　GX対象事業者の考え方について

〇道内外から投資を促進する観点から、道外事業者の立地優遇だけでなく、GX産業の拡大等に取り組む道内事業者も対象として検討する。
〇道内の自治体間での誘致競争を助長しないよう配慮が必要。

対象事業者	具体的な範囲・条件
A **北海道で国際競争力向上に資するＧＸ事業の設備投資を行う事業者**	**Ⅰ道内でＧＸ関連事業の事務所や工場などを新設又は増設する事業者** ※道内で不動産（土地／建物）を取得して事業を実施する者に限る ※道内の他地域への移転のみの場合は対象外とする ※償却資産（設備）のみを取得して事業を実施する場合は札幌市内に限る ※不動産取得前に計画申請が必要 ※地元雇用を3名以上創出すること
B **北海道に進出する国際競争力向上に資するＧＸ事業を行う事業者**	**Ⅰ道外から道内に進出してＧＸ関連事業を実施する事業者** **Ⅱ道内で創業してＧＸ関連事業を実施する事業者** **Ⅲ道内でＧＸ関連事業を新分野・新事業として実施する事業者** ※道内に事務所や工場などを設置して事業を実施する者に限る ※償却資産（設備）のみを取得して事業を実施する場合は札幌市内に限る ※道内の他地域への移転のみの場合は対象外とする ※不動産取得前及び事務所等登記前、法人設立登記前に計画申請が必要 ※地元雇用を3名以上創出すること
C **北海道で国際競争力向上に資するＧＸ事業を行うスタートアップ**	**Ⅰ道内でＧＸ関連事業を実施するスタートアップ事業者** ※設立から５年以内で先進的なＧＸ事業を行うと承認された事業者に限る ※上記B-Ⅱ創業の考え方（法人設立登記前に計画の申請が必要となる）の例外として、法人設立後５年以内の申請を可能とするよう条件を緩和する ※ただし、立地等のインセンティブとならず、スタートアップ事業者への経営支援となるため、税制優遇期間（例：10年）から法人設立年数を除いた期間を優遇期間とする（例：設立２年の場合、優遇期間10年から２年を除いた８年が優遇期間） ※地元雇用を3名以上創出すること ※また、通常の道内事業者として、他の税制優遇の条件に合致すれば、そちらで申請することも可能（重複は不可）

論点　**対象事業者の考え方や具体的な範囲等の設定は適切か**

１　北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

２　税制優遇の効果について

３　税制優遇の検討内容について

（１）GX産業集積（対象事業、事業者）

（２）金融機能の強化集積（対象事業、事業者）

（３）税目・税率・優遇期間

（４）制度の実施期間

■　金融機能の強化集積について

〇GX事業と金融が協働して事業化していくことが重要であり、そのためにはGX事業と資金調達の双方に精通する金融系事業者が鍵となる。
〇こうしたGX関連事業への資金提供（グリーンファイナンス）や、その円滑化や効率化等に寄与する技術やサービス（フィンテック）を「GX産業集積に資する金融系事業」として対象とする。

対象とするGX事業

①洋上風力発電	②合成燃料(ＳＡＦ等)	③水素
④蓄電池	⑤次世代半導体	⑥データセンター
⑦海底直流送電	⑧電気及び水素運搬船	⑨新エネルギー

資金提供

対象とする金融系事業

グリーンファイナンス：温室効果ガス排出量削減、エネルギー効率改善、再エネ活用など、GX関連事業への資金提供

フィンテック：証券投資、融資、決済、保険等にＡＩ、ブロックチェーンなどデジタル技術を用いて金融サービスを提供する事業

論点　**GX事業の強化集積に資するグリーンファイナンスの対象分野・事業の範囲として十分か**

■　金融系事業の考え方

○GX関連事業への資金提供やその円滑化や効率化等に寄与する技術やサービスの提供を行う金融機能が札幌市に集積することが狙いであることから、対象とする金融系事業者は次のとおり。

- ✓ 株式や債券、投資信託など投資性のある金融商品を取り扱う事業者（金融商品取引業）
- ✓ 自然変動性のある再エネを活用するGX事業への損害保険を取り扱う事業者（損害保険業）
- ✓ ＩＴ技術を用いた革新的な金融サービスを提供し金融機能向上に資する事業者（フィンテック）

考え方	対象
【グリーンファイナンス】 GX関連事業への資金提供を行う金融機能の札幌市への集積を図るため、株式や債券、投資信託など投資性のある金融商品を取り扱う事業及び自然変動性のある再エネを活用するGX事業への損害保険を取り扱う事業を対象事業とする。	金融商品取引業 （例：証券会社、クラウドファンディング事業者、投資顧問業者、アセットマネジメント、ベンチャーキャピタルなど） 損害保険業（例：損害保険会社）
【フィンテック】 GX関連事業への資金提供の円滑化や効率化等に寄与する技術やサービスの提供を行う金融機能の札幌市への集積を図るため、ＩＴ技術を用いた革新的な金融サービスを提供し金融機能向上に資する事業を対象事業とする。	フィンテック ※概ね以下11のサービス分野に該当するものを対象 （決済・送金、融資・ローン、会計・財務、PFM個人財務管理、個人資産運用、保険、セキュリティ、金融情報、暗号資産、ソーシャルレンディング、クラウドファンディング）

論点　**GX産業の集積に資する金融系事業者の範囲として十分か**

■　金融対象事業者の考え方について

○GX事業に活用される資金を呼び込む金融機能が札幌市に集積することが狙い。
○GX事業に精通する金融系事業者を誘致し、当該企業が呼び込むGX資金が道内のGX事業に効果的に活用されることが狙い。

対象事業者	具体的な範囲・条件
D **札幌市に進出するGX産業集積に資する金融系事業者**	**Ⅰ道外から札幌に進出してＧＸ関連の金融商品や金融サービスなどを行う事業者** **Ⅱ札幌で創業してＧＸ関連の金融商品や金融サービスなどを行う事業者** **Ⅲ札幌でＧＸ関連の金融商品や金融サービスなどを新分野・新事業として実施する事業者** ※札幌市内に事務所等を設置して事業を実施する者に限る ※なお、道内の他地域や、札幌市内から市内への移転により事務所等を設置する既存の金融系事業者は対象外とする ※新規雇用または札幌圏に転入した正社員３人以上

事業所の所在地

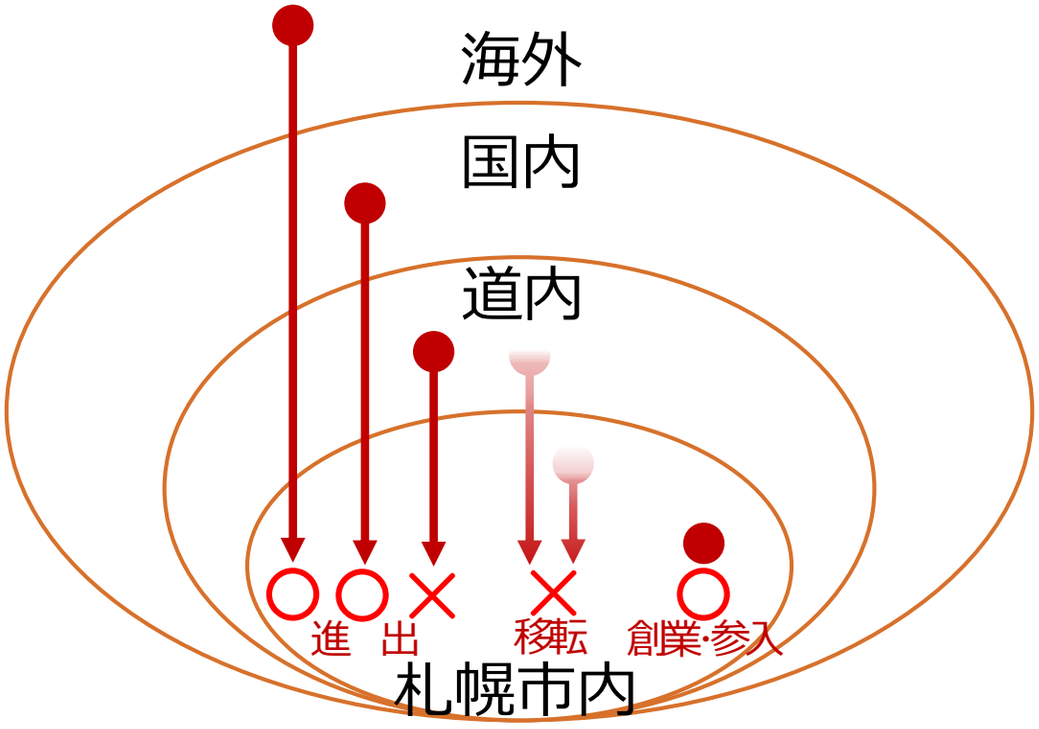

資金提供先のGX事業の所在地

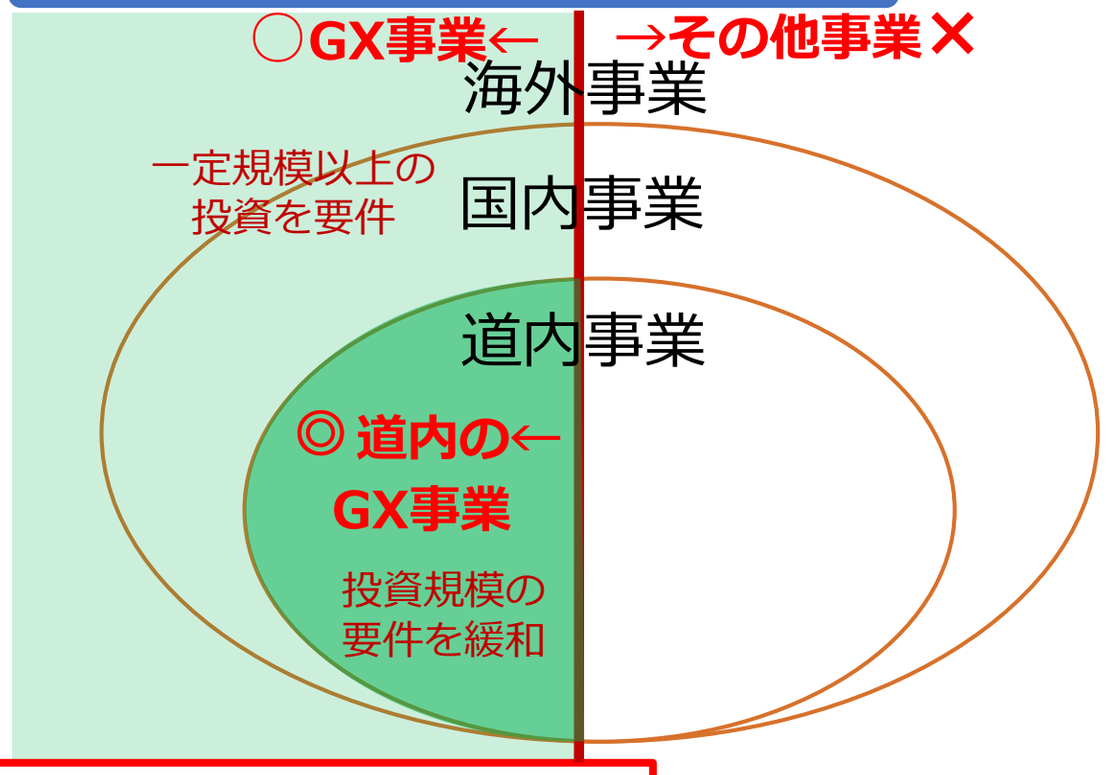

論点　**対象事業者の考え方や具体的な範囲等の設定は適切か**

１　北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

２　税制優遇の効果について

３　税制優遇の検討内容について

（１）GX産業集積（対象事業、事業者）

（２）金融機能の強化集積（対象事業、事業者）

（３）税目・税率・優遇期間

（４）制度の実施期間

■　特区として先行する他都市の税制優遇の事例

〇競合する他都市との比較において、見劣りしない内容とすることが必要
〇特区として先行する他都市の事例では経営支援を目的として「法人事業税」「法人住民税」「事業所税」、
　初期投資を目的として「不動産取得税」「固定資産税」「都市計画税」を控除する例が見られる。

	対象	対象税目、税率及び措置年数					
		都道府県税			市税		
		法人事業税	法人都道府県税	不動産取得税	法人市民税	事業所税	固定資産税 都市計画税
大阪府・大阪市 「大阪府（市）金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府（市）民税及び事業税の課税の特例に関する条例（施行日：2023年11月）」	日本初かつ大阪市に初進出の**金融系外国企業**	1～10年目 最大全額控除	【均等割】 1～10年目 全額控除 【法人税割】 1～10年目 最大全額控除	×	【均等割】 1～10年目 最大全額控除 【法人税割】 1～10年目 最大全額控除	×	×
大阪府・大阪市 「大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税及び不動産取得税の課税の特例に関する条例（施行日：2012年11月）、大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（施行日：2012年12月）」	大阪府「成長特区」内で以下いずれかの事業を行う法人 **・新エネルギー** **・ライフサイエンス**	1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除	【均等割】 1～5年目 全額控除 6～10年目 2分の1控除 【法人税割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除	最大全額控除	【均等割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除 【法人税割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除	【資産割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除 【従業者割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除	1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除
福岡市 「福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例（施行日：2017年4月）」	以下の分野で革新的な事業を行う、**法人設立から5年以内のスタートアップ法人** ・医療 ・一定のIOT ・先進的なIT	－	－	－	【均等割】 × 【法人税割】 最大5年間 最大全額控除	×	×

■　既存税制優遇の状況

○既存の税制優遇を最大限に活用し、**カバーされない分**を今回の税制優遇で措置（札幌市は、地域未来投資促進法、地域再生法が対象）

制度によって地域や企業の規模、産業分野、税目などが決まっており、支援を得られない事業者がいる

根拠法		地域未来投資促進法	地域再生法	過疎法	離島振興法	半島振興法	原発等立地地域振興法
対象地域		基本計画を策定した62市町村	全道(全市町村の一部区域のみもあり)	対象地域153市町村（うち**148**）	6町（奥尻、羽幌、礼文、利尻、利尻富士、厚岸）	3市町村（泊、北斗、七飯）	4町村（共和、岩内、泊、神恵内）
適用要件	取得額	土地・建物の合計取得額が1億円超	3,800万以上	500万以上	3,800万以上	500万以上	2,700万円超
	雇用	基本計画に定めた要件を満たすこと	ー	ー	ー	ー	15人超（製造業以外）
	その他	基本計画に定めた高い付加価値額を上回ること 国による課税特例の確認が必要（設備投資額等の要件あり）	首都圏からの本社移転等（事務所、研究所、研修所のみ）				
優遇措置	税目	－ 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税
	期間	３年　※各法で定められている減収補填の期間と同一の期間が道の課税の特例期間として定められている					
	減収補填	課税免除額の７５％について、地方交付税による減収補填あり					
対象		自治体が計画策定	自治体が計画策定	製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	製造業、旅館業、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

設備投資額が前年度の減価償却費の20%以上であること

（参考）道税の課税の特例条例に基づく課税免除実績（令和4年度）

課税免除等額	地域未来投資促進法	地域再生法	過疎法	離島振興法	半島法	原発立地振興法	計	割合
個人事業税		－	82,977	－	－	－	82,977	7.5%
法人事業税		2,344	20,554	－	－	－	22,898	2.1%
不動産取得税	774,799	35,934	178,702	－	6,379	－	995,814	90.4%
計	774,799	38,278	282,233	－	6,379	－	1,101,689	100%
割合	70.3%	3.5%	25.6%	－	0.6%	－	100%	－

【出所】令和５年（2023年）版北海道税務統計（総務部財政局税務課）

（単位：千円）

■　税目・税率・優遇期間について

対象税目

	道税			札幌市税			
	法人事業税	法人道民税	不動産取得税	法人市民税	事業所税	固定資産税	都市計画税
A　設備投資※1	×	×	○	×	×	○	○
B　事業展開※2	○	○	設備投資を行う場合対象	○	○	設備投資を行う場合対象	設備投資を行う場合対象
C スタートアップ※3	○	○	設備投資を行う場合対象	○	×	設備投資を行う場合対象	設備投資を行う場合対象
D　金融※4	○	○	×	○	○	×	×

・法人事業税：既存制度では、対象外の地域、期間が3年間であること
・法人道民税：既存制度では、対象とされていない税目であること
・不動産取得税：既存制度では、企業の規模によっては、対象外となる場合があること。

※1設備投資：北海道で国際競争力向上に資するGX事業の設備投資を行う事業者
※2事業展開：北海道で国際競争力向上に資するGX事業を行う事業者
※3スタートアップ：北海道で国際競争力向上に資するGX事業を行うスタートアップ
※4金融：札幌市に進出するＧＸ産業集積に資する金融系事業者

税率・優遇期間

【法人事業税・法人道民税・法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税】

（案1）10年間最大全額控除

○：企業誘致効果が最も高い（全国ナンバー1）　×：税収減への影響が最も大きい

（案2）10年間（1～5年間最大全額控除、6～10年間最大2分の1控除）

△：企業誘致効果が案1に劣り、財政への影響は中程度

（案3）5年間最大全額控除

○：他2案と比べ税収への影響が最も少ない　×：他2案と比べ誘致効果が最も低い

【不動産取得税】

取得時全額控除（初期投資支援として立地補助金などがあり、それに加えて支援が必要か。）

※最大とは、事業の割合に応じて算出

論点　**他県や既存の優遇制度を踏まえ、どれが最も効果的な優遇内容と考えるか**

１　北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

２　税制優遇の効果について

３　税制優遇の検討内容について

（１）GX産業集積（対象事業、事業者）

（２）金融機能の強化集積（対象事業、事業者）

（３）税目・税率・優遇期間

（４）制度の実施期間

■　制度の実施期間

○国の「GX実現に向けた基本方針」は、2032年度までのロードマップの位置づけとなっており、国の政策との連動性を図る観点から、本税制優遇の制度実施期間を2032年度までとし検討する。

期間のイメージ

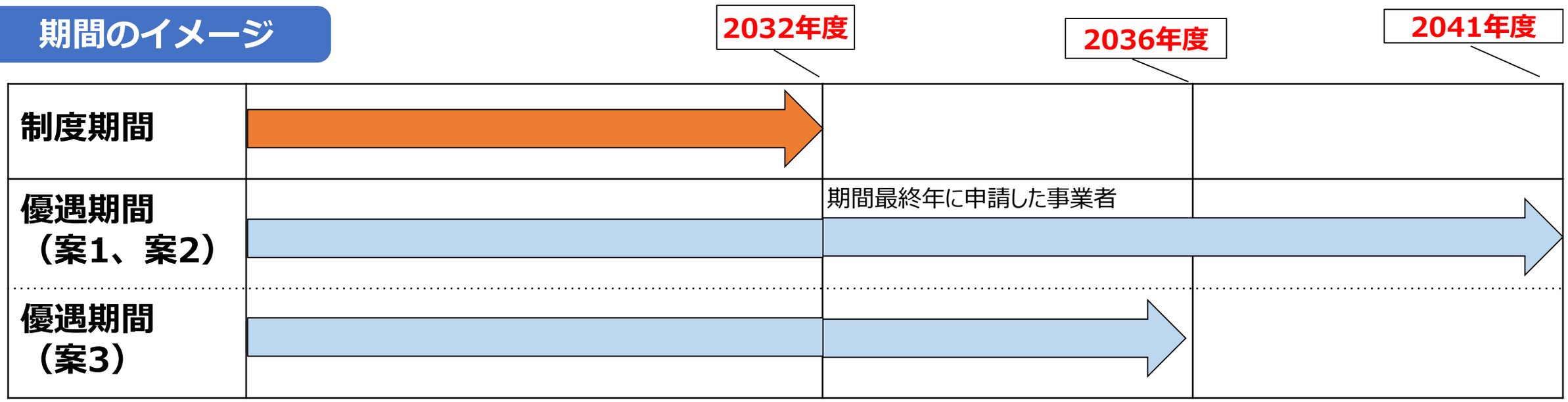

制度期間：事業者が控除の申請を行うことができる期間
優遇期間：事業者が控除を受けることができる期間
案1：10年間最大全額控除
案2：10年間（1～5年間最大全額控除、6～10年間最大2分の1控除）
案3：5年間全額控除

（他都市の例）
・大阪府の金融系外国企業等に係る地方税の課税の特例は、大阪府「国際金融都市OSAKA戦略」の期間（2025年度）まで
・福岡市「スタートアップ法人減税」は国家戦略特区、大阪府「成長特区税制」は、成長特区における課税の特例措置の期間（2025年度）まで

（道の計画）
・北海道ゼロカーボン推進計画（2030年度）まで
・北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第III期】（2030年度）まで

論点　**2032年度までの制度実施期間は適切か**